

高崎市社会福祉施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「福祉諸法」という。）の規定に基づき市が実施する社会福祉施設及び福祉サービス提供事業者（以下「施設等」という。）に対する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、福祉諸法をはじめ労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）などの法令（以下「関係法令」という。）に照らし、運営基準等の適合状況及び市が別に定める方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、法人・施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって市における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導監査の基本方針)

第3条 指導監査は、以下の基本方針に基づき実施する。

- (1) 福祉諸法及び関係法令を基本に、指導監査に関する国の通知やこれまでの指導監査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- (2) 指導監査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- (3) 関係法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、事業の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、関係法令に定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。
- (4) 指導監査の実施及び指導監査結果の処理に当たっては、運営指導所管課（以下「所管課」という。）、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導監査の対象)

第4条 指導監査の対象（以下「監査対象」という。）、指導監査の根拠法令及び指導監査実施機関は、別紙1「指導監査対象区分」のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、必要に応じ、所管課等との合同で実施することができるものとする。

（指導監査類型）

第5条 指導監査は、以下の類型とする。

（1）一般監査

一般監査は、指導監査事項全体について、施設等の所在地において行う指導監査をいい、原則として実地において行う。ただし、過去数年間文書指摘がないなど特に運営上の問題がないと思われる施設等に対しては、あらかじめ指導監査事項を限定して定め、短時間で実施することもできるものとする。

なお、一般監査において改善すべき事項が認められ、施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する指導監査を行うものとする。

（2）特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導監査事項を定め重点的又は改善が図られるまで継続的に行う指導監査で、随時に行う指導監査をいい、原則として実地において行う。

ア 施設等が、関係法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

（指導監査実施方針）

第6条 指導監査を重点的・効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度ごとに別に定める。

（実施回数及び実施計画等）

第7条 一般監査の実施に当たっては、毎年度ごとに一般監査実施計画を策定することとし、その実施回数は原則として3年に1回実施するものとする。ただし、施設等が、次

のアからウまでのいずれかに該当する場合は、年に1回実施する。

ア 施設等を開設して3年未満であり、継続指導の必要があると認められるとき。

イ 児童福祉施設であるとき。

ウ その他、所管課等と協議し、年に1回実施する必要があると認められるとき。

なお、上記にかかわらず、継続して指導の必要性がある場合又は特に必要と認められる場合は随時に実施するものとする。

(自主点検表等の提出)

第8条 施設等には、原則として第6条で定める実施方針等を踏まえ指導監査に必要な指導監査項目を掲げた「自主点検表」及び添付資料の様式を送付し、指定期限までに、自主点検表及び関係資料の提出を求める。

(一般監査の実施)

第9条 一般監査は、以下のとおり実施する。

- (1) 一般監査の実施通知は、原則として、一般監査実施月の1月前までに法人・施設等の長に対して到達するよう、送付する。
- (2) 施設等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でおそれがあると認められる場合には、前号の規定にかかわらず一般監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- (3) 一般監査体制は、原則として2人以上の班を編成して行い、その編成及び実施日数は、毎年度策定する一般監査計画において定める。
- (4) 複数の施設等を運営する法人に対しては、複数の一般監査班によって合同の一般監査を行い、又は日程を調整の上近い時点で一般監査を行うよう、総合的な観点によって一般監査及び指導する。
- (5) 一般監査終了後、一般監査担当者相互で調整を行ったうえで、施設等の管理者等に対して一般監査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を指示する。なお、班長の立場にある者が全般にわたる事項及び担当一般監査事項について、他の一般監査担当者は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うこともできる。
- (6) 一般監査に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、所管課職員、関

係行政機関職員又は施設等に係る者に対し、一般監査への立ち会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般監査後の取扱)

第10条 一般監査終了後、以下の取扱を行う。

- (1) 一般監査を担当した職員は、一般監査終了後、その結果についての調書を作成し、施設等における意見や要望等がある場合には、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。
- (2) 一般監査の結果、関係法令、通知等の運営基準等が遵守されていないため、文書による改善指導を要すると認められた事項（以下「文書指摘事項」という。）がある場合は、施設等の代表者に問題点、改善方法等を通知する。
- (3) 文書指摘事項に該当しない事項で、施設等の運営改善に資すると認められる事項については、口頭指摘とする。
- (4) 文書指摘及び口頭指摘に当たっては、別に定める例文集等を参考に行う。
- (5) 一般監査をより効果的なものとするため、第1号の復命及び第2号の結果通知は、一般監査終了後速やかに行う。
- (6) 一般監査結果の文書指摘事項について、法人代表者又は施設等設置者に対し改善期日を記載した指導監査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、指導監査結果通知書発送日からおおむね30日以内とする。
- (7) 文書指摘事項に対する回答に疑義がある場合又は改善状況が不十分と認められる場合は、所管課等と協議・連携のうえ、必要な指導を行う。
- (8) 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

(特別監査の実施)

第11条 特別監査は、以下のとおり実施する。

- (1) 特別監査実施通知は、一般監査に準じて、事前に文書により行う。ただし、特別監査の目的と効果を勘案し、特別監査の開始時に実施通知を提示するなどの方法により行うことができる。
- (2) 特別監査体制は、指導監査課、所管課等で構成する特別監査班を編成し実施する。

- (3) 特別監査は、特別監査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- (4) 特別監査終了後、特別監査担当者相互で調整を行ったうえで、施設等の管理者等に対して特別監査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うこともできる。
- (5) 特別監査に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、所管課職員、関係行政機関職員又は施設等に関係する者に対し、特別監査への立ち会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別監査後の措置)

第12条 特別監査終了後、以下の措置を講じる。

- (1) 特別監査担当者は、特別監査終了後、その概況を上司に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。
- (2) 特別監査担当者は、特別監査の結果、施設等が法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、その施設等の経営等に重大な支障を及ぼしていると認められるときは、当該法人代表者又は施設等設置者に対し、改善期日を記載した指導監査結果通知書を送付する。
- (3) 特別監査結果の文書指摘事項について、法人代表者又は施設等設置者に対し原則として指導監査結果通知書発送日からおおむね30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- (4) 改善報告書又は改善計画書が期限内に提出されないとき、若しくは前号の規定による改善内容を精査した結果、改善の意志がなく、又は改善を怠っていると認められるときは、関係法令の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- (5) 利用者処遇に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前2号の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく行政処分の手続を進める。

(指導監査結果の活用)

第13条 指導監査結果は、適宜集約し、行政運営に資するため所管課等に提供する。また、指導監査結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(指導方針の統一、継続の確保)

第14条 指導方針の統一を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 指導監査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図る。
- (2) 関係部課等との連携を図るため、指導・監査等福祉部連携会議を設置する。

(指導監査情報の公開)

第15条 指導監査に関する情報は、高崎市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、個人情報を除いて公開するよう努める。

(国への報告)

第16条 必要に応じ、指導監査結果を国へ報告する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行し、従前の高崎市社会福祉法人・施設等指導検査実施要綱（平成23年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。なお、従前の高崎市社会福祉法人・施設等指導検査実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

区 分	監 査 の 根 拠 法	指導監査実施機関
無料低額診療施設	社会福祉法第70条	指導監査課
社会福祉協議会	社会福祉法第56条	
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	老人福祉法第18条	
軽費老人ホーム	社会福祉法第70条	
助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	児童福祉法第46条	
認可保育所	児童福祉法第46条 子ども・子育て支援法第38条	
放課後児童クラブ	児童福祉法第34条の8の3	
幼保連携型 認定こども園	認定こども園法第19条 子ども・子育て支援法第38条	
乳児等通園支援事業	児童福祉法第34条の17	
児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育 事業	児童福祉法第34条の5	

- 1 介護保険法上の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の実施に当たっては、別に定める高崎市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱ほかによるものとする。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法上の障害児通所支援事業者等の実施に当たっては、別に定める高崎市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱ほかによるものとする。
- 3 児童福祉法上の認可外保育施設の実施に当たっては、別に定める高崎市認可外保育施設指導監督実施要綱ほかによるものとする。
- 4 介護保険法上の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、別に定める高崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱ほかによるものとする。
- 5 子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等の実施に当たっては、別に定める高崎市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱並びに高崎市特定子ども・子育て支援施設等指導及び監査実施要綱ほかによるものとする。

別紙2 評価区分（第10条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等（以下「法令等」という。）に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>また、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>

B	口頭指摘	<p>法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、原則として「口頭指摘」とする。</p> <p>また、法令等の違反に対して、すでに改善中の場合もしくは特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指摘」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>口頭指摘に至らない軽微な誤り、及び水準向上のための「助言指導」を行う。</p>